

**〈国際セミナー〉**  
**「障害者権利条約」制定への最新の動き**

2004年8月9日(月)

**全国手話研修センター**  
コミュニティ嵯峨野 3階「嵐山」

主催：日本障害者リハビリテーション協会  
協賛：JDF(日本障害フォーラム)準備会  
後援：独立行政法人福祉医療機構



## 目 次

プログラム .....	2
来賓挨拶 .....	3
特別報告 .....	5
講演要旨 .....	6
パネルディスカッション発表要旨.....	12
資料.....	22
発表者紹介.....	25

## 開催趣旨

「障害者権利条約」が、史上初めて障害当事者等の参加を得て国連特別委員会において審議されている。「障害者権利条約」は「完全参加と平等」実現のために必ず制定を果たさなければならない重要な国際的課題である。

そのよりよい実現のために、障害当事者、福祉関係者はもとより政府と民間を問わず国民的レベルで「障害者権利条約」に対する理解を深め、その意義を普及し、国民的支持を得ることを目的として、西日本地域における初の試みとして表記セミナーを開催する。

## プログラム

総合司会／沼津雅子（知的障害者更生施設みずのき施設長）

9:30 主催者挨拶 松井亮輔（日本リハビリテーション協会副会長）  
高田英一（全日本ろうあ連盟常任理事）

9:40 来賓挨拶 八代英太（衆議院議員）  
テルマ・ケイ（国連エスキャップ代表・代読長田こずえ）

10:00 特別報告 小川秀俊（外務省国際社会協力部人権人道課 首席事務官）

10:30 講演① 「国際人権のしくみ—人権条約の意義」  
講師／山崎公士（新潟大学法科大学院教授）

11:30 講演② 「障害者権利条約、現在のポイント」  
講師／長田こずえ（国連エスキャップ障害専門官）

質疑応答

コーディネーター／辻川 覚（京都府視覚障害者協会 生活改善環境部部長）

12:00 昼食

13:00 パネルディスカッション

条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

パネリスト／東 俊裕（DPI日本会議 常任委員・弁護士）

安藤豊喜（全日本ろうあ連盟 理事長）

藤井克徳（日本障害者協議会 常務理事）

小川秀俊（外務省国際社会協力部人権人道課 首席事務官）

リソースパーソン／長瀬 修（全日本手をつなぐ育成会 国際活動委員会 委員長）

山崎公士（新潟大学法科大学院教授）

指定発言者／嵐谷安雄（日本身体障害者団体連合会 理事）

金 政玉（DPI日本会議 事務局次長）

指田忠司（日本盲人会連合 国際委員会 事務局長）

山本眞理（全国「精神病」者集団）

コーディネーター／楠 敏雄（DPI日本会議 副議長）

三田優子（花園大学社会福祉学部講師）

17:00 閉会の挨拶／兒玉 明（日本障害フォーラム（JDF）準備会 代表）

## 来賓挨拶

国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）社会問題部長  
テルマ ケイ（M S）

ご来賓の皆様  
ご列席の皆様、

国連E S C A P を代表し、京都で“障害者の権利条約の促進のためのセミナー”が開催されるに当たり、皆様に謹んでお祝いの挨拶を申し上げます。

初めに、本セミナーの開催準備に積極的に参加された日本障害者リハビリテーション協会、J D F、ならびに日本の市民社会、そして日本政府が障害問題に積極的な関心に向け、重点を置かれていることは国連 E S C A P としてはきわめて喜ばしく思います。本来なら私が参加するはずでしたがセミナーが日本語であることから日本語に堪能な障害担当官を派遣しました。

さて皆様、

アジア太平洋地域の各国政府の意見を反映して“アジア太平洋の10年”を2003～2012年に向けてさらに10年間延長することが2002年の12月琵琶湖で宣言されました。本日のセミナー開催を琵琶湖から近い京都で行うことはタイミングを得たものです。インクルーシブでバリアの無い、そして権利に基づく社会を目指す新十年に向けた我がアジア太平洋地域の政策指針として琵琶湖ミレニアムフレームワークが2002年10月の琵琶湖でのハイレベル政府会議において採択されました。

最初の10年は大きな成果を挙げましたが、政府の参加者たちは2003年以後も我々の地域においては、障害者に影響を及ぼす多くの問題にとり組むとともに、障害者の完全参加と平等をさらに促進する必要があると認識しました。

皆様、

本セミナーはまことにタイミングを得たものであることにはもうひとつ理由があります。昨年をはじめ約15年にわたる論争を経て、日本を含む国際社会はようやく新たな“障害者のための権利条約”の起草を決定しました。思えば長い道のりでした。

2003年にニューヨークで開催された、国際権利条約の案を検討する第2回国連特別委員会において条約の作成を開始することで加盟国は合意し、条約の草案をまとめるための作業部会が設置され、この

作業部会は日本政府を含む27の政府、国際レベルで活動する12のNGO（RI, WFD, DPIなどを含む）そして国内人権委員会から構成され、障害者と市民社会の参加が実現しました。国連ESCAPは昨年、条約の枠組みと中身を検討する一連のワークショップを開催して、アジア太平洋の専門家（政府、民間の両方の）を招待して“バンコク草案”と題する条約草案を作りました。この草案は今年1月にニューヨークで開催された作業部会で議長案のたたき台として採用されたと私は確信しています。

また、ESCAPは第三回特別委員会にも参加しました。政府のコメントを追加した現在の条約草案はバンコク草案とは少し色合いの違ったものになってきましたがバンコク草案のエッセンスは残しています、国際協力とか、統計調査とか、定義とか多岐に及んで。

日本の市民社会と政府との対話、協調、促進の姿勢は現在、協議と交渉の主役が徐々に加盟国に移っていることを考慮すると大変に望ましい形態であり、他のアジア太平洋諸国にも良い例として学んでほしいと思います。ESCAPとしても学ばせていただきたいと思います。

第三回特別委員会会議中にESCAPは日本政府とJDF主催のサイドイベントに協賛しました。そこで我々は世界からの参加者に“合理的配慮”について話し合う機会を与えることができました。大変意義のあるイベントだったと思います。

ESCAPは今後とも努力を継続します。今年の10月11日から12日にはバンコクで第3回、第4回特別委員会の報告、今後の対策ワークショップを開催します。日本の皆様もぜひ、積極的に参加してください。

現在のアジア太平洋の10年（2003～2012）の主な趣旨は障害者のエンパワーメントを目指す権利を基本とした開発です。さまざまな個性と能力を持つ人々が平等を基本とし、権利を主張しかつ享受することのきる社会を念頭に置きながらがんばりましょう。

そういった理想的な社会を願いながら僭越ではございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。

どうぞ活発で意義のある意見交換と討議を楽しんでください。

## 特別報告

外務省国際社会協力部人権人道課 首席事務官  
小川 秀俊

1. 障害者権利条約作成を巡るこれまでの主な議論
  - (1) 第56回国連総会決議56/168の採択
  - (2) 第1回国連総会アドホック会合
  - (3) ESCAP 専門家会合・セミナー
  - (4) 第2回国連総会アドホック会合
  - (5) ESCAP ワークショップ
  - (6) 条約草案起草作業部会
  - (7) 第3回国連総会アドホック会合
  
2. 第3回国連総会アドホック会合における議論の内容
  - (1) 全般的な議論
  - (2) 個別の議論
  - (3) 我が国の貢献
  
3. 今後のスケジュール
  - (1) 第4回国連総会アドホック会合
  - (2) 第59回国連総会
  
4. 今後の課題
  - (1) 定義
  - (2) 条約の一般原則及び締約国の一般的義務
  - (3) 教育
  - (4) 雇用（含む「合理的配慮」）
  - (5) 強制収容／入院
  - (6) 国際協力
  - (7) モニタリング

## 講演① 国際人権のしくみ 人権条約の意義

国際セミナー・条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割  
新潟大学法科大学院教授 山崎 公士

はじめに

### 1. 「国際人権」とは？

1-1. 国内の人権保障⇔国際的な（国境を超えた）人権保障

1-2. 「国際」的に確立した人権基準（国際人権基準）を国内の人権問題に当てはめ、人権教育を進め、人権救済をはかるなど、人権環境を改善する

### 2. 国際人権基準…「宣言」から「条約」へ

2-1. 「宣言」：諸国の政府を法的に縛る力はない。国家間の政治的な合意にすぎない。

「条約」：締約国政府を法的に縛る力がある。締約国政府に条約を守らせるしくみがある。

2-2. 「宣言」、「規則」、「原則」等

\*世界人権宣言（1948年）…国際人権基準の出発点

\*障害者の機会均等化に関する基準規則（1993年）

2-3. 国際人権規約（自由権規約・社会権規約・自由権規約選択議定書）

2-4. 子どもの権利条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約等の人権条約

### 3. 人権条約に入ると政府は何を約束するのか（何を義務づけられるのか）？

3-1. 立法措置その他によって、国内で規約上の権利を実現すること

3-2. 規約上の権利が「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに」行使されることを保障すること

3-3. 政府報告を社会権規約委員会に提出すること

#### 4. 人権条約を締約国に守らせるしくみ（条約実施機関による実施手続）

##### 4-1. 政府報告（社会権規約の場合）の条約実施機関（社会権規約委員会）による検討と最終所見

\*締約国は、社会権規約委員会（18名の独立専門家からなる）に、国内での社会権規約上の権利に関し、国内で人権実現のためにどんな努力をしたか、人権実現や保護の状況がどれだけ進歩したかなどを、5年ごとに報告（政府報告）する義務がある。

\*政府報告は、社会権規約委員会で検討され、その結果は「最終所見」の形で国際的に公表される。

たとえば、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約委員会日本政府第2回報告書に対する最終所見」（2001年8月30日）では、社会権規約委員会から次の勧告が提示された。

「25 委員会は、障害者に対して、特に労働及び社会保障の権利に関連して、法律上及び慣習上の差別が依然として存在することについて懸念をもって留意する。」

「52 委員会は、締約国が法令における差別的な規定を廃止し、障害者に関連するあらゆる種類の差別を禁止する法律を制定することを勧告する。さらに、委員会は、締約国が、公的部門における障害者法定雇用率の実施における進展を継続し、かつ早めることを要求する。」

##### 4-2. 条約実施機関（社会権規約の場合は社会権規約委員会）による一般的意見（General Comment）

\*人権条約が定める諸権利の基準や加盟国の義務は必ずしも明快ではない。そこで、条約実施機関が具体的、普遍的な基準を示すために出されているのが「一般的意見（General Comment）」。

\*社会権規約委員会による一般的意見第5号（1994）は、次のことを明確にした。

\*\*政府報告書は、障害者の人権についてほとんど関心を示していない。

##### 4-3. 個人通報制度（自由権規約の場合）

\*自由権規約の締約国が、自由権規約第一選択議定書も締結していれば、国内で起きた人権侵害について国内の行政・司法による救済で満足できない場合に、自由権規約人権委員会に苦情を申し立てることができる制度。しかし、日本は第一選択議定書を批准していないので、日本についてこの制度は使えない。→第一選択議定書を批准し、日本でも個人通報制度が使えるようにする必要がある。

#### 5. 人権条約の国内での活用法

##### 5-1. 行政交渉（対国・自治体）での活用

\*たとえば、障害者法定雇用率をめぐる行政交渉で、上記の社会権規約委員会・最終所見（2001年）第52項は利用できる。

#### 5-2. 国会に立法を促す

\*たとえば、社会権規約委員会・最終所見（2001年）第52項を根拠に、障害者差別禁止法の制定を国会に求めることができる。

#### 5-3. 裁判上の援用

\*個人の権利を明確に定める人権条約の規定は、裁判での法的主張の根拠として利用できる場合がある。

#### 5-4. 社会的意味

\*人権条約で個人の権利や自由が規定されていることを市民に広く広報し、人権問題の解決を促すきっかけとすることができる。

## 講演② 障害者権利条約、現在のポイント

国連エスキャップ障害専門官  
長田こずえ

ESCAP バンコクワークショップ（バンコク草案）：アジア太平洋地域のワークショップで東弁護士（日本政府代表の顧問）、日本のNGOの代表、日本政府なども参加。バンコク草案をまとめあげる；

2003年10月JDF 準備会ができる；

2003年11月、北京のESCAP権利条約のセミナーにJDF（児玉会長）参加。

### 2004年1月のNYでの作業部会

アジアブロック（中国、インド、レバノン、日本、韓国、タイ、フィリピン）、12NGO（国際的に）、国内人権委員会（南アフリカ）；

議長：ニュージーランド；

障害者NGOの影響（RI デゲナー教授、タイ政府代表モンティエン ブンタン氏、韓国DPIC会長 リー教授）；

バンコク草案＝特別委員会議長案。

### 人権条約の多様なアプローチ

非差別モデル（EC、女性の権利条約）、全体論的統合モデル（子供の権利条約）、混合モデル（バンコク草案）；

国際協力（援助）；

定義（医療モデル、社会モデル、差異）；

国家の義務と法的救済措置；

合理的配慮（新しいコンセプト）と平等促進のための特別措置（雇用割り当て等）の関係；

投合教育と分離教育、選択と強制；

国内モニタリングと国際モニタリング（個人通報制度、調査制度）。

### 第三回特別委員会報告

5月24日から6月4日NY国連にて

約40カ国とNGOが参加；

24の条項と国際協力の付録に目をとうしてコメントをした（タイトル、構成、定義、前文、モニタリングは8～9月に開かれる第4回に持ち越し）；  
政府のコメントのみが議事録として記録される（正式なコメントとして）；  
NGOの意見は地雷の国際ネットワークの非公式な記録にのみ記される；  
NGOの参加について意見が分かれる、第4回はさらにNGOの正式な参加が難しくなるものと思える。

### 障害者と政府の話し合いの重要性

さらにNGOの正式参加が難しくなる見込み；  
条約草案の煮詰めには政府の非公式な会議が開かれるかもしれない（通常の過程）；  
NGOと政府の協力；  
NGOの戦略検討；  
バンコク草案でのアジアの貢献とその後の足並みの悪さ；  
モニタリングの問題に関して柔軟かつ新たな戦略の必要性（国連モニタリング機構の改正、EC諸国など）。

### 新たな展開と挑戦

我々抜きにしてわれわれのことを語るな；  
移民労働者の条約（例外）；  
国際協力（具体的、広義、発展の権利ではない）；  
社会モデル vs 医学モデル—差異モデル（バンコク草案）；  
締約の法的救済の義務（バンコク草案では含まれる）が抜けている；  
統計とデータはほぼOK（プライバシーの問題、EUはモニタリングに統合する案）；  
EUの非差別モデルとバンコク草案などの統括モデル（平等を実現するために差別禁止のほかにも合理的配慮や特別処置などを含む）；  
締約国の救済義務と社会権の問題（バンコク草案、コスタリカ、オーストラリアのNGOなどは積極的）；  
社会権は漸進的実現義務と繰り返す必要があるのか？  
生命に対する権利（生まれる前）と女性の生む権利の葛藤；

### 新たな展開と挑戦（続）

強制的治療；  
教育：強制と選択、分離と投合： 選択案（タイ、ろうあ連盟、盲人連盟、IIなど）；  
モニタリング（25条） 国内実施枠組み、国連障害オンブズマン。規制の国際モニタリング機構に組み込む；  
人権条約国際モニタリング改革論（EUなど）；  
個人通報制度の妥当性；  
柔軟でかつ多様な対策と選択案が必要；  
手話を言語として認めること（バンコク草案）とろう者のとき字の文化的言語的なアイデンティティの問題（24条あるいは前文）；  
合理的配慮の定義。

## 合理的配慮（JDF、ESCAP、日本政府のサイドイベント、バーンズ教授、東弁護士、等）

合理的配慮と国内司法、行政分野での救済の問題、オーストラリアでは95%が調停で可決、アメリカでは敗訴が多い；

新しいコンセプト（他の人権条約に例が無い）；

合理的配慮と古典的な雇用率などの特別措置の関係（日本政府＝特別措置は永続的ではないのか？）；

不釣り合いな負担を課す場合は雇用などで適用されない、では不釣り合いな負担とは（ADAははっきりと定義している、費用と財源、経費への影響、従業員の全体の数、など）；

誰の義務なのか？国か？使用者などの私的な機関なのか？ 例：CRCは私的な機関の義務も明記している（子供の労働）；

ADAの定義：雇用の面での合理的配慮（労働環境のアクセス、面接でのアクセス、仕事の再編成。パートタイム、勤務日程の変更、試験教材の変更。朗読者通訳の提供、空席への配置転換などを含む）；

結果を計る行動ではなくプロセス（調停、話し合いなどの過程を）計る行動であり、モニターしにくい。

## JDF、日本の障害者団体などの今後の課題と挑戦

一般の国民に権利条約について広く知ってもらう（宣伝、広報）；

障害者基本法（2004年改正版）と今後の課題（差別禁止法など）；

中央政府（5ヵ年計画）、都道府県、市町村の障害者計画の実行；

NGOと政府との話し合いと協力（ますます重要）；

国際協力（援助を含む）；

障害者団体が始める日本での本格的な人権運動（国内人権委員会、女性の権利活動家などとの連携プレーなど）

いったいこの条約は何なのか？ 新たな国際行動計画（琵琶湖ミレニアムフレームワーク、障害者のスタンダードルール等）？それとも差別禁止、救済を目指す法的なものか？ 国際法とは何なのか？

国際セミナー「障害者権利条約」制定への最新の動き  
権利条約に関するパネルディスカッション  
条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

パネリスト 要旨 2004年8月9日

## パネリスト発表

財団法人 全日本ろうあ連盟理事長  
安藤 豊喜

### 1. 障害者権利条約採択、批准の展望

- 1) 慈善・保護を基調とした我が国の障害者福祉  
〔障害者権利法制定以前に差別法規改正運動を必要とする我が国の事情〕
- 2) 国際障害者年・国連障害者の10年等が果たした役割  
〔障害者問題の社会化、完全参加と平等・ノーマライゼーション等の理念による障害者福祉の前進〕
- 3) 障害者権利条約への期待  
〔行政主導の障害者福祉から、人間としての対等・平等を基本とした国家的、国民的な権利施策の実現〕

### 2. 具体的な目標と取組みの内容

- 1) 手話言語の認知・手話通訳制度の法的・制度的な確立
- 2) ろう者の情報・コミュニケーション保障のための環境・サポート体制の確立
- 3) 障害を持つ当事者による運動・福祉施策の推進  
〔障害者自身の参加・選択・決定〕
- 4) アジアろう者友好基金によるアジア地区のろう教育を中心とした援助  
〔カウンターパートの一例・国の保障システムへの期待〕

### 3. 国内外で取組むこと

- 1) 障害者団体の大同団結〔日本における障害者フォーラム〔JDF〕の立上げ〕
- 2) 政府に対する採択、批准への働きかけ
- 3) 権利条約の国民的な理解の推進〔介護保険と障害者福祉の統合問題等に関連〕
- 4) アジア地域への情報提供と採択、批准の連携的な推進

国際セミナー「障害者権利条約」制定への最新の動き  
権利条約に関するパネルディスカッション  
条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

パネリスト 要旨 2004年8月9日

パネリスト発表 障害者権利条約制定プロセスの現状と今後の課題

日本障害者協議会常務理事  
藤井 克徳

1. なぜ今、障害者権利条約なのか

- 1) 国内的な理由・事情
- 2) 国際的な理由・事情

2. 国連・特別委員会に関連した動向の到達点と評価

- 1) 内容面
- 2) NGOのポジションと役割
- 3) 各国（地域）の対応
- 4) わが国政府の対応

3. 第4回特別委員会以降の課題とわが国の役割

- 1) 特別委員会の課題
  - a、内容面
  - b、NGOの参画
  - c、発展途上国への支援
- 2) わが国の役割
  - a、立法府の対応（議員連盟の発足、予算委員会などでの質疑）
  - b、政府の対応（特別体制の確立、アジア域内でのイニシアティブ）
  - c、民間団体（JDFを中心に）の対応（国内連携、アジア域内連携、世論形成）

4. むすび

国際セミナー「障害者権利条約」制定への最新の動き  
権利条約に関するパネルディスカッション  
条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

リソースパーソン 要旨 2004年8月9日

## リソースパーソン発表

### 国連障害者の権利条約第3回特別委員会「本格的条約交渉開始」

全日本手をつなぐ育成会国際活動委員会委員長  
長瀬 修

#### ○審議の概要

5月24日から6月4日まで開催された第3回特別委員会で注目されたのは、NGOが大きな役割を果たして1月の作業部会がまとめた条約草案に関する政府の本格的交渉がどこまで進展するかであったが、ほぼ順調に審議は進められた。

事前に示された作業予定では、おおむね各条の審議に一時間半という時間設定が行われていた。会議場には、左右に大スクリーンが準備され、右側のスクリーンには、政府からの作業部会草案への追加、修正提案がただちに反映されるという形で審議は進められた。NGO（非政府組織）は、政府の発言がひとまず終わったあとで、逐条で発言する機会があったが、その提案はスクリーンに映し出されず、第3回特別委員会の報告書に添付された修正提案集（コンピレーション）にも反映されていないのは残念である。

第3回特別委員会では、作業部会草案に加えて、付属書Ⅱとして討論の要約がまとめられた国際協力の最初の検討（第1読）が予定されたが、実際には、第3条〔定義〕、第25条〔モニタリング〕が第4回特別委員会の審議に回された。また前文についても、十分な議論ができなかったとして、第4回特別委員会で第1読が行われることとなった。定義に関しては、独立した条文自体が必要かどうかという議論となっている。また、長すぎるという批判のある現在の「障害のある人の権利及び尊厳の保護及び促進に関する包括的かつ総合的な国際条約」という条約名に関する議論も次回に持ち越しとなった。

数多くの修正提案が出され、しかも作業部会草案が脚注という形で示した論点が多くは活かされず、議論は拡散した印象を免れない。また、作業部会時と異なり、小グループでの作業は行われなかった。英語だけで行われることによる言語面の不利、同時進行の際の人手不足を心配する声の一部の政府から出されたためである。

今後の条約交渉に大きな影響を与える主な提案を以下に紹介する。

#### ①EUの第3条2次案〔非差別〕

アイルランドが代表するEU（欧州連合）が初日の5月24日に提案した〔非差別〕という新たな条文である。現在の第4条〔一般的原則〕、第5条〔障害のある人に対する肯定的態度の促進〕、第7条〔平等及び非差別〕を新たな第3条〔非差別〕にまとめるという大胆な案である。これに対しては、メキシコが作業部会草案を「バラバラにする」ものだという強い批判を行った他、戸惑いを見せる政

府も多かった。こうした条約の「構造」については、第4回特別委員会で議論することになった。

### ②女性障害者に関する韓国の新条文提案

5月28日に韓国が女性障害者と題する第15条2次案を提出した。特定の集団を対象にした作業部会草案の条文は、第16条〔障害のある子ども〕だけであり、女性障害者も独立した条文として取上げるべきだという提案である。これに対しては、南アフリカ、マリ等が明確に支持を表明したが、EU(障害のある子どもに関する条文にも反対)、ヨルダン、イエメンが反対を表明し、政府の意見が分かれた。NGOの多くは韓国提案への支持を表明した。

### ③国際協力に関するメキシコの新条文提案

作業部会草案では、EUをはじめとする反対があったためにあくまで、討議の要約として付属書Ⅱに盛り込まれていた国際協力に関して、複数の国が条文案を提出した。議論の焦点となるのは、国際協力に関する議論をリードしてきたメキシコ提案である。なお、EUは方針を転換し、EU案の中でも国際協力に言及している。

### ○日本政府の対応

日本政府代表団は外務省、内閣府、文部科学省に加えて、障害者NGOの代表から構成された。団長は外務省の角茂樹参事官が務め、日本障害フォーラム(JDF)準備会から東俊裕DPI日本会議常任委員がアドバイザー、金政玉DPI日本会議事務局次長がオブザーバーとして参加した。

日本政府の発言要旨はDPI日本会議のウェブサイトに掲載されているので参照していただきたい。

日本政府の積極的な貢献としては、5月24日の第2条〔一般的原則〕の審議で、「バリアフリー環境の実現」を盛り込むべきだと提案を行った他、5月26日に第9条〔法の前における人としての平等の承認〕に関する議論で、司法手続きにおける物理的そしてコミュニケーション面での障壁除去に関する新たなパラグラフの提案を行ったことが挙げられる。後者については、他の政府、NGOからの支持も表明された。

### ○今後の見通し

第4回特別委員会で注目されるのは、第3回特別委員会の報告書に添付されている膨大な修正提案集に関する議論をどのように収束させていけるかである。そして、第3回特別委員会で大きな対立点となった、今後の審議へのNGOの参加問題からも目が離せない。障害者の代表の適切な参加が保障されずに、障害者の権利条約が策定された場合に、条約の正統性は大きく損なわれてしまうからである。

特別委員会のルイス・ガレゴス議長は、ミレニアムサミットのフォローアップがある来年の9月までには採択を目指すとして述べている。それが実現可能かどうか不確定要素は多いが、来年も少なくとも特別委員会は2回の開催が予想され、条約交渉は山場を迎えている。

(DPI日本会議「我ら自身の声」Vol. 20.2掲載予定稿)

## 第3回障害者の権利条約特別委員会報告「私たち抜きで私たちのことを決めないで」

### ● NGOコーカス

第3回特別委員会に障害者NGO(非政府組織)は引き続き積極的に参画した。振り返れば、昨年6月の第2回特別委員会は、条約草案のたたき台を準備する作業部会の構成に時間を多く費やした。そして最終的には、全40名の作業部会構成員のうち、3割に当たる12名を障害者NGOが占めるという画期的な決定となった。

その障害者NGOが情報交換、意見交換を行い、連帯して活動する枠組みがNGOコーカスである。NGOコーカスは第1回特別委員会以来、機能している、緩やかな協力の仕組みであり、国際障害同盟（IDA）に加盟している7組織（国際育成会連盟、国際リハビリテーション協会、障害者インターナショナル、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク、世界盲人連合、世界盲ろう連盟、世界ろう連盟）に加えて、障害に関心があり、条約策定過程に参画しているNGOが加わって構成されている。そのメンバーは限定されていない。コーカスは可能な範囲で障害者NGOとしての意思統一を図るほか、情報交換の場として活用されている。また、当日、発言する障害者NGOのリストを議長に届ける役割も果たしている。

作業部会や特別委員会などの期間中は、会合前の朝の時間や、昼休み等の時間を利用してコーカスの会合を開いている。第3回特別委員会の際は、委員会開催の前日の23日（日）に国連の近くのホテルにて事前会合を開催し、①作業部会以来の動き、②第3回特別委員会での主な論点、③加盟国へのロビー活動などを議題とした。この会合の結果として、各条文ごとにコーカスとしての検討を行うこととなり、私は日本障害フォーラム（JDF）準備会という立場で、教育（17条）の検討に加わった。教育に関するチームは特別委員会期間中にコーカス案の作成に成功し、加盟国に同案の採用を働きかけた。JDF準備会としての条約全般に関する立場は、インターネットで日本語（注1）、英語（注2）それぞれで公開されている。

### ●条約策定のスピード

コフィ・アナン事務総長は第3回特別委員会に「勢いを保つべきだ」というメッセージを寄せた。また、ルイス・ガレゴス特別委員会議長は、記者会見で、来年9月のミレニアムサミットのフォローアップの会議では署名できるようにすべきだと述べている。どの程度のスピードで条約策定過程を進めるかに関しては、NGO間の意見も分かれている。6月3日（木）朝のNGOコーカス会合に出席したメキシコのルイス・アルフォンソ・デ・アルバ大使は、国連の場で「時は質の敵である」と語り、来年中の採択を目指す姿勢を鮮明にしている。ちなみに、条約提案をしたメキシコのビセンテ・フォックス大統領の任期は再来年2006年末までである。確かに時間をかければかけるほど質が向上する保証はない。そして、勢いを失って、議論が停滞状態に陥ることは最も避けなければならない。個人的には、来年9月というスケジュールの設定は、一つの目標として設定する価値はあると思う。

### ●NGO参加の問題

非常に危機感を覚えたのは、第2週後半の3日（木）に噴出したNGOの参画の問題だった。第1週の後半から、議論の収束、促進を図るために非公式会合の検討が議長団や一部の加盟国でなされていたが、その過程で、NGOの参加が問題となった。作業部会草案（注3）の第1読が終わり、第2読に移った段階で、NGOを交えて議論を進めるのか、それとも「非公開」の協議に移るのかという点で、一部のアジア、アフリカ諸国から異論が出たのである。日本を含むアジアグループは内部で多少の異論があったものの、NGOの参加に異論を唱えないという結論となった。しかし、アフリカグループでは、NGOの参加への異論の声が強く、NGOの参加は認められないという結論に達してしまった。アフリカを代表して副議長国を務めている南アフリカ自身はNGOの参加に反対していないが、アフリカグループの代表として反対の立場を3日午後に会議場に出さざるを得ない状況となった。本稿執筆時点の7月下旬でも、国連の第4回特別委員会ウェブサイトには、＜第4回特別委員会でのNGO参加は、加盟国により見直しが行われている＞と記されている。議長団とアフリカグループの協議は継続中である。

こうした状況に対しては、コーカスが中心となり、特別委員会への参加認定を得たNGOから、第

4回特別委員会への障害者NGOの参画を訴える書面がニューヨークの各国代表部に7月1日に出されている。また、JDF準備会をはじめ参加認定のないNGOからの書面も検討されている。

障害者を代表するNGOの条約策定過程への参加は、障害者の権利条約が確立を目指す理念にもかわる問題である。この条約の策定過程から障害者が排除される事態になれば、まさに、この条約が目指している理念を踏みにじるものとなり、この条約の正当性に強い疑念を投げかけるものとなる。障害者の十分な参画を抜きにして作られた障害者の権利条約はありえない。

注1、<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/adhoc3/jdf.html>

注2、<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/ahc3documents.htm>

注3、長瀬修・川島聡編著『障害者の権利条約—国連作業部会草案』明石書店、2004年4月を参照。

(『ノーマライゼーション』2004年8月号掲載予定稿)

国際セミナー「障害者権利条約」制定への最新の動き  
権利条約に関するパネルディスカッション  
条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

指定発言者 要旨 2004年8月9日

## 指定発言者

日本身体障害者団体連合会理事  
嵐谷 安雄

1. 条約制定の見通し  
～ 実質的な条文等の審議開始。制定に関する協議は佳境に入る
2. わが国として政官民が一体となった取り組みの継続を  
～ 相互連携体制は、かつてない形で強化されている
3. 一般市民・一般障害者を巻き込んだ形でのPR活動の大切さ
4. 障害者団体の役割と障害者当事者自身の一層の自己努力の必要性

国際セミナー「障害者権利条約」制定への最新の動き  
権利条約に関するパネルディスカッション  
条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

指定発言者 要旨 2004年8月9日

指定発言者 平等及び非差別（草案第2条、3条、7条）について

DPI日本会議・事務局次長  
金 政玉

- (1) 第3回特別委員会における日本政府の発言において、直接差別と間接差別の違いの基準、または「認識された障害」の基準が明らかでないため、草案第7条2項(a)の「差別とは、あらゆる区別、排除、制限であって…」の中に含まれることから削除を求めるといった主旨の発言があった。

しかし、現行法においては差別の定義に関する明文規定がない。したがって①間接差別には、加害者に意図性のない無知や無理解による結果として放置される差別事象も含まれること、②「認識された障害」には、社会が認識する障害（例えば「ユニークフェイス」の当事者など）の場合も少なくないことを踏まえて、①②に関する一定の解釈指針が必要であることから、「差別の定義」に関する解釈指針が必要である。

【草案第7条2項(b)】

「差別は、あらゆる形態の差別（直接的、間接的及び体系的な差別を含む。）を含むものとし、また、現実にある障害又は認識された障害を理由とする差別を含むものとする。」

- (2) 草案第7条3項（差別の免責事由）については、既存の人権諸条約にはどこにも規定がない中で、ことさらに障害者の権利条約に特化して明記されている。「差別の免責事由」が明記された場合、各条の実体規定との関係で、既存の人権諸条約よりも下回るものになりかねない。

例えば運転免許の資格取得の場合を考えても、資格取得に必要な要件（技能等）を満たしているかどうかで個別に判断されるべきで、一律に特定の障害に対して一定の制限をすることになれば、差別の放置・助長につながる恐れがある。第7条で位置づけると、「あらゆる形態の差別」に適用される可能性があるため、基本的には、「差別の免責事由」は削除するべきであると考えられる。

【草案第7条3項】

「差別は、正当な目的により、かつ、その目的を達成する手段が合理的かつ必要である場合には、締約国が客観的かつ明白に十分な根拠を示す規定、基準又は慣行を含まない」

# 国際セミナー「障害者権利条約」制定への最新の動き 権利条約に関するパネルディスカッション 条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

指定発言者 要旨 2004年8月9日

## 指定発言者

日本盲人会連合国際委員会事務局長  
指田 忠司

障害者権利条約に関する国連での議論は、2001年のメキシコ提案から今日まで、目まぐるしいスピードで進んでいる。こうした展開に対して、JDF準備会を中心に障害者自身の意見がまとめられ、日本政府、E S C A Pなどへの働きかけも効果をあげてきた。

他方、国内的には障害者基本法の改正や差別禁止法の制定の議論などがあり、今や私たちは、国際的にも国内的にも大きな転換点に立っており、正に両面作戦で問題に取り組まなければならない。

このような現状認識のもとに、権利条約制定に関する議論をみると、以下の3点が課題になると考える。

1. 多様なニーズの反映：障害の特性やニーズを充分把握した上で、条約草案にさらなる検討を加えていくことが必要である。
2. 国内問題との連携：条約が制定された場合、わが国が条約を締結し、その内容を実質化していくためには、国内の障害者運動が充分その意義を理解し、これを支援していくことが必要である。その意味で、差別禁止法制定の動きなど、国内問題への取り組みと、条約制定との連携のとれた運動が重要となる。
3. 条約の意義についての理解促進：ホームページでの情報提供は関係団体が行っているが、アクセスできる障害者の数は限られている。関係団体内部での学習会や、今回のようなセミナーなど、多様な機会を設定し、条約の意義と内容、その課題について理解を深めていくことが必要である。

国際セミナー「障害者権利条約」制定への最新の動き  
権利条約に関するパネルディスカッション  
条約制定に向けての戦略的課題とわが国の役割

指定発言者 要旨 2004年8月9日

指定発言者 障害者人権条約の日本の精神障害者にとっての意義

全国「精神病」者集団

山本 眞理

- 1 精神障害者が障害者と認知されること  
疾病と障害を併せ持つという口実の元、専門職による人生管理支配からの脱却
- 2 人として法的能力を認められること  
自己決定権の確立
- 3 強制収容強制医療の廃絶  
最大の人権侵害である強制入院、強制治療の廃絶
- 4 心神喪失者等医療観察法の施行阻止に向けて  
国際的な精神保健の反動 地域での強制医療、電気ショック精神外科の強制、  
優生思想の強化、治安の対象としての管理強化  
心神喪失者等医療観察法とは精神障害者差別を根拠として、刑法、精神保健福祉法に加え新たに  
国家が人を拘禁できる法律を作ったということ  
今や誰でもいつでもいつまでも拘禁される時代となった

## 第3回特別委員会の新条文案

### EU提案 第3条bis「非差別」

1. 締約国は、すべての人が法律の前に平等であり、かつ、いかなる差別もなしに法律の平等な保護を有受することができることを認める。締約国は、障害を理由とするいかなる差別も禁止するものとし、また、差別に対する平等のかつ効果的な保護を障害のあるすべての人に保障する。
2. この条約の適用上、「障害を理由とする差別」とは、あらゆる区別、排除又は制限であって、障害のある人が平等な立場ですべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。
  - (a) 直接差別は、比較可能な状況において、ある者が障害を理由として他の者より不利に取り扱われている、取り扱われてきている又は取り扱われるであろうときに生じるものとする。
  - (b) 間接差別は、外見上は中立的な規定、基準又は慣行が、障害を有する者に対し、他の人々と比較して特段の不利益をもたらすときに生じるものとする。ただし、その規定、基準若しくは慣行が合法的な目的により客観的に正当化され、かつ、当該目的を達成する手段が適切でかつ必要である場合には、又は、その不利益を除去するための措置がとられる場合には、この限りでない。
3. 障害者に関する平等取扱いの原則の遵守を保障するため、締約国は、合理的配慮を提供するためのすべての適当な措置（立法措置を含む。）をとることを約束する。合理的配慮は、障害のある人がすべての人権及び基本的自由を平等な立場で享有し又は行使することを確保するための、特定の場合に必要なとされる必要かつ適当な変更及び調整と定義される。ただし、このような措置が不釣り合いな負担を課す場合には、この限りでない。
4. 障害のある人の事実上の平等を促進することを目的とする特別措置は、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果として、いかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び取扱いの平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
5. 障害のある人についての非差別を保障するため、締約国は、とりわけ、次のことを約束する。
  - (a) 政府、国内及び地方の政策を再検討するための効果的な措置をとること、並びに差別が存在する場合はいつでも、差別を生じさせ又は維持させる効果又は目的を有するいかなる法律又は規則も改正し、廃止し又は無効にすること。
  - (b) 機会の平等の原則及び障害を理由とする非差別の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み込まれていない場合にはこれを定めること、並びにこれらの原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段を通じて確保すること。
  - (c) 締約国は、障害のある人のニーズ及び関心事が経済的及び社会的な開発計画及び開発政策に組み込まれ、かつ、分離して取り扱われないことを確保する。
  - (d) 障害のある人に対する差別となるいかなる活動又は行為も差し控えること、並びに公の当局及び機関がこの義務に従い行動することを確保すること。
  - (e) あらゆる人、機関又は企業による障害を理由とする差別を撤廃するため、すべての適当な措置をとること。
  - (f) 障害及び障害のある人についての社会全体の意識を向上させ、かつ、障害のある人の権利の尊重を助長すること。
  - (g) 障害のある人に対する固定観念及び偏見と闘うこと。
  - (h) この条約の全般的な目的と合致するように、他のすべての者と同じの権利及び自由を共有する、社会に有用

なかつ貢献できる構成員としての障害のある人に関するイメージを促進すること。

- (i) すべてのメディアが、この条約の目的に合致する、障害のある人に関するイメージを伝えることを奨励すること。

#### 韓国提案 第15条bis「障害のある女性」

1. 締約国は、障害のある女性が完全かつ平等な権利及び自由を享有し、かつ、ジェンダー及び／又は障害を理由とするいかなる差別もなしに政治的、経済的、社会的及び文化的活動に平等に参加することを確保することを約束する。
2. 締約国は、障害のある女性が自由に、安全にかつ自律して尊厳のある生活を送ることができることを確保するため、ジェンダーの視点から次の行動をとるものとする。
  - (a) 障害のある女性及び障害のある人に関連する法令において障害のある女性の権利の保護に関する個別規定を含める。
  - (b) 障害のある女性を社会調査及び統計収集に組み入れ、かつ、障害のある人に関し、ジェンダーに基づくデータを収集する。
  - (c) 妊娠、出産及び産後のヘルスケア並びに養育保護における障害のある女性の特別なニーズに対する認識に基づく支援に関する政策及び計画を開発し及び普及することにより、障害のある女性の母たることを保護する。
  - (d) 障害のある女性が、その妊娠及び出産のために労働の権利を奪われないことを確保し、かつ、この点に関し、必要な支援を提供する。
  - (e) 障害のある女性が、家庭、収容施設及び地域社会における性的搾取、虐待及び暴力から保護されることを確保する。

#### メキシコ提案 第24条bis「国際協力」

締約国は、連帯の精神において、この条約の実施のための不可欠な要素として国際協力に従事するものとする。締約国は、政府のあらゆる段階において、国際機関、地域機関、専門機構、障害のある人の団体、非政府団体、国内人権機関その他の国内機関、民間部門、金融機構及び他の関係主体との知識及び経験の交換並びに国際協力を奨励し及び支援しなければならない。

1. 国家間の国際協力は次のことを含む（ただし、次のことに限定されない）。
  - a) 障害のある人の権利及び固定観念との闘いに関する意識を高めることを目的とする国際計画、地域計画及び関連活動に貢献すること。
  - b) この条約を実施するための措置、法令、国内政策及び計画に関する最良の実行についての情報を共有すること。
  - c) 国際協力に係る既存の及び将来の活動、協定及び計画が障害のある人及びそのニーズにとってインクルーシブであることを確保すること。
  - d) 情報交換、技術支援、コミュニケーション及び支援装置又は支援設備に関する計画を奨励すること。
  - e) この条約を効果的に実施するための国家の能力を学際的アプローチにより高めることを目的とする措置（財政支援及び技術支援を含む。）をとること。
2. 国際機構及び地域機構に関する国際協力は次のことを含むものとする。
  - a) 国際連合及びその専門機関は、その作業に障害の視点を効果的に統合することを確保し、障害のある人のすべての人権及び尊厳の完全かつ平等な享有に関する計画及び活動の影響を定期的に評価し、かつ、必要な場合にはその計画及び行動を調整する ための行動をとるものとする。
  - b) アドバイザリーサービス及び技術協力を増すこと。

- c) 障害のある人のすべての人権及び尊厳の完全かつ平等な享有に関する事項及び問題に関する研究のための会合、コース、セミナー、ワークショップ及び他の関連活動を促進すること。
  - d) 国際的及び地域的な金融機関及び開発機関に対し、その作業に障害の視点を同様に採り入れるよう並びにその政策及び計画を評価しかつ定期的に調整するよう要請する。
  - e) 障害のある人のすべての人権及び尊厳の完全かつ平等な享有を促進するための二国間、地域的及び国際的な金融取極を推進すること。
3. 市民社会及び民間部門に関する国際協力は次のことを含むものとする。
- a) 地域内及び地域間において、特に会合、コース、セミナー、ワークショップ及び他の関連活動を通じて、非政府団体及び障害のある人の団体との間における知識及び経験の共有を促進すること。
  - b) 障害のある人の権利及び固定観念との闘いに関する公衆意識の向上に貢献すること。
  - c) 例えば訓練協力及び技術協力等を通じて、締約国並びに関係国際機構及び関係地域機構と一層効果的かつ建設的に連携するための、市民社会の能力構築を支援すること。
  - d) 生産的生活への障害のある人の早期参加を確保することに貢献するための、民間部門及び市民社会との共同事業を開発すること。
  - e) 変革のための主要主体としての民間部門の顕著な潜在力を活用するための措置（奨励措置を含む。）をとること。

(川島聡訳)

## 特別報告者紹介

### 小川秀俊 (おがわ・ひでとし)

1991 (平成 3) 年 3月 東京大学法学部卒業

1994 (平成 6) 年10月 仏エクス・マルセイユ第三大学DESU (国際関係・国際協力) 修了

1991 (平成 3) 年 4月 外務省入省

欧州共同体日本政府代表部、経済局国際エネルギー課、  
欧亜局西欧第一課課長補佐、国際情報局分析第二課首席事務官  
等を経て、2003 (平成15) 年9月より現職 (国際社会協力部人権  
人道課首席事務官)

## 講師紹介

### 山崎公士 (やまざき・こうし)

1948年神奈川県生まれ。東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程単位修得。

国立国会図書館調査員、香川大学法学部助教授・教授、新潟大学法学部教授等を経て、本年4月  
から新潟大学法科大学院教授。専門は国際法・国際人権法・人権政策学。

社会的活動としては、(財) アジア・太平洋人権情報センター評議員、反差別国際運動 (IMADR)  
監事、同日本委員会 (IMADR-JC) 理事、アメリカ・イエール大学法科大学院・シェル人権センタ  
ー国際評議員、「企業と人権情報センター」(国際的人権NGO) 国際諮問評議員等を勤めている。

主な著書等に『国際人権 知る・調べる・考える』(解放出版社、1997年)、編著書に『国内人  
権機関の国際比較』(現代人文社、2001年)、『人権政策学のすすめ』(江橋 崇と共編、学陽書房、  
2003年) 等がある。

### 長田こずえ (ながた・こずえ)

学歴：東京外国語大学卒業

米国ジョーンズホプキンス大学国際高等研究所 国際公共政策学

修士課程 修了、米国カリフォルニア州立大学特殊教育修士課程終了

職歴：国際労働機関 (ILO)、障害をもつ人の職業訓練課に3年間勤務

国際関税協定機関 (GATT) に1年間勤務

国連西アジア経済社会委員会 (ESCWA) に通算13年間勤務 (その間、イラク、ヨルダン、  
レバノンに赴任し、主に障害問題を担当)

東チモール国連暫定臨時政府に1年勤務 (社会開発課課長として障害班の立ち上げを指導)

2002年に国連ESCAPに赴任し、婦人の地位向上課を経て、2003年4月より高嶺豊氏の後  
任として障害問題の担当官として勤務。

## コーディネータ紹介 (午前)

### 辻川 覚 (つじかわ・さとる)

先天性の病気により、視覚障害児として京都に生まれる。

商品製作アドバイザー。

<http://ud-people.com/>

UD@people ～暮らしの中のユニバーサルデザイン～

現在、京都府視覚障害者協会の生活環境改善部部長

左京区身体障害者団体連合会会長

社会福祉法人左京区社会福祉協議会評議員など多数歴任

## パネリスト紹介

### 東 俊裕 (ひがし・としひろ)

- ・昭和28年生まれ (51歳)
- ・昭和29年5月 ポリオに罹患
- ・昭和51年 中央大学法学部卒業
- ・平成元年4月 弁護士登録、弁護士活動に入る
- ・障害者の自立と人権を障害者自身が支援、擁護するための自立生活センター「ヒューマンネットワーク・熊本」の設立に携わり (平成3年12月)、現在代表。
- ・全国自立生活センター協議会 (JIL) 人権委員会委員長。
- ・日弁連・障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する調査研究委員会委員。

### 安藤豊喜 (あんどう・とよき)

生年月日 昭和12年3月4日

住 所 宮崎市神宮1丁目199

現在の役職 (社福) 宮崎県聴覚障害者協会理事長  
九州聴覚障害者団体連合会名誉理事長  
(財) 全日本聾啞連盟理事長  
(社福) 全国手話研修センター理事長

職 業 宮崎県立聴覚障害者センター (情報提供施設) 所長

## 藤井克徳 (ふじい・かつのり)

東京都立小平養護学校(肢体不自由養護学校)養訓教諭を退職後、あさやけ作業所(東京小平市・無認可作業所として)設立に参加

1977年に共同作業所全国連絡会(現・きょうされん)の結成に参加

現在 日本障害者協議会常務理事

きょうされん(旧、共同作業所全国連絡会)常務理事

社会福祉法人きょうされん常務理事・リサイクル第2洗びんセンター施設長

埼玉大学教育学部非常勤講師 など

厚生労働省・厚生労働科学研究「施設体系のあり方研究」委員(2003年5月～)

## 小川秀俊 (おがわ・ひでとし)

特別報告者紹介で紹介済

## リソースパーソン紹介

### 長瀬 修 (ながせ・おさむ)

東京大学先端科学技術研究センター特任助教授

1983年から3年間、青年海外協力隊員としてケニアのジョモケニアツタ農工大学にて日本語講師として勤務。1987年から八代英太参議院議員(当時)公設秘書を5年間務め、障害者インターナショナル(DPI)、日米障害者協議会など同議員の障害分野での国際的活動を担当した。1992年からは2年間、国連事務局障害者班専門職員として、ウィーンとニューヨークで勤務し、NGO(非政府組織)との連絡、障害者任意拠出基金の事務、事務総長報告起草などを担当した。1995年には、オランダの社会研究大学院(ISS)にて、代替開発戦略の政治学修士号を取得。同年末に帰国後は障害学(ディスアビリティ・スタディーズ)の推進に取り組み、1999年に障害学研究会を立ち上げ、昨年(2003年)10月に先端研で障害学会設立総会を開き、呼びかけ人として、障害学会の理事、事務局長に就任した。現職には、2002年4月に着任し、バリアフリープロジェクトの理念としての障害学に取り組んでいる。東大の障害学生・教職員支援を担うバリアフリー支援室幹事。

1997年12月から全国精神障害者家族会連合会の『地域精神保健福祉情報・レビュー』誌編集委員。2002年5月から、青年海外協力協会理事。2003年6月から全日本手をつなぐ育成会国際活動委員長。

著書：『障害者の権利条約—国連作業部会草案』(川島聡と共編、明石書店、2004年)、  
『障害学への招待』(石川准と共編、明石書店、1999年)、『障害学を語る』(倉本智明と共編、エンパワメント研究所、2000年) 他

訳書：ダイアン・ドリージャー『国際的障害者運動の誕生』(エンパワメント研究所、2000年)、  
ヒュー・ギャラファー『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』(現代書館、1996年) 等

## 山崎公士 (やまざき・こうし)

講師紹介で紹介済

## 指定発言者紹介

### 嵐谷安雄 (あらしだに・やすお)

1939年 島根県生まれ 65才  
昭和30年 工場機械で負傷「2級障害」  
昭和52年 家電販売、電気設備工事業 開業  
昭和55年5月 大阪府身体障害者福祉協会理事  
平成 9年6月 // 副会長  
平成11年6月 // 会長  
平成 9年6月 日本身体障害者団体連合会 評議員  
平成15年7月 // 理事  
平成14年 アジア太平洋障害者の十年  
大阪フォーラム組織委員長

### 金 政玉 (きむ・じょんおく)

■所属・肩書：DP I (障害者インターナショナル) 日本会議障害者権利擁護センター所長

■プロフィール (略歴)

1955年 山口県下関市で生まれ、3歳の時に小児マヒ (ポリオ) になる  
在日韓国人2世

88年 東京都葛飾福祉工場 (社会福祉法人・東京コロニー経営) 勤務

92年 年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会の結成に無年金障害当事者として参加

97年 DP I 日本会議の事務局スタッフにつく

98年 DP I 障害者権利擁護センター事務局の常勤スタッフとなり、現所長

### 指田忠司 (さしだ・ちゅうじ)

1953年4月、埼玉県生れ。1978年、早稲田大学法学部卒業。1989年、学校法人平和学院衛生福祉専門学校非常勤講師 (1993年まで)。1992年、日本障害者雇用促進協会 (現：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構) 障害者職業総合センター研究員、現在に至る。

2002年、'アジア太平洋ブラインド・サミット会議' 実行委員会事務局次長。

2003年、社会福祉法人日本盲人会連合国際委員会委員・事務局長、現在に至る。

2004年、社会福祉法人日本盲人福祉委員会評議員。

著訳書に、『英国における障害者差別禁止法 (仮訳)』(障害者職業総合センター、1997) などがある。

### 山本眞理 (やまもと・まり)

1970年、17歳で始めて精神病院に入院、80年ころより全国「精神病」者集団会員。  
2003年より世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク理事

## コーディネータ紹介 (午後)

楠 敏雄 (くすのき・としお)

- 1944年 北海道に生まれる  
2才の時医療ミスにより失明、視覚障害者1級
- 1964年 札幌盲学校 卒業
- 1973年 龍谷大学院文学部英米文学部 卒業
- 1973年～85年 大阪府立天王寺高校非常勤講師 (英語担当)
- 1982年～85年 布施職業安定所 相談員
- 1984年～93年 桃山学院大学非常勤講師 (人権問題)
- 1987年～93年 神戸大学非常勤講師 (人権問題)
- 1999年～ 大阪市立大学非常勤講師 (障害者与人権)
- 1985年～ 社会福祉法人大阪府総合福祉協会職員
- 1976年～ 全国障害者解放運動連絡会議 事務局長
- 1995年～ 同上 相談役
- 1996年～ 社会福祉法人大阪府総合福祉協会 自立支援室主任
- 2002年～ 大阪大学人間科学部 特別講師

DPI (障害者インターナショナル) 日本会議副議長

ノーマライゼーション研究会事務局長

「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議」事務局長

NPO大阪障害者自立生活協会 理事長

- 著書 / 「障害者解放とは何か」 拓殖書房  
「障害者と差別語」 明石書房  
「解放教育論再考」 拓殖書房  
「わかりやすい障害者基本法」 解放出版社  
「日本における差別与人権」 解放出版社  
「障害を持つ人の人権」 有斐閣

1995年度 ヘレンケラー福祉賞受賞

2000年度 大阪府知事賞受賞

## 三田優子 (みた・ゆうこ)

◎経歴 日本女子大学社会福祉学科卒業、東京大学大学院修士課程修了。同博士課程（保健学専攻）単位取得中退。  
愛知県コロニー発達障害研究所研究員を経て現職。

◎社会的活動 これまで愛知県精神医療審査会委員、名古屋市精神障害者ホームヘルプサービス検討委員会委員、愛知県精神障害者ホームヘルプサービス検討委員会委員、長野県西駒郷検討委員会委員等を務める。  
平成15年度現在、大阪府障害者福祉事業団苦情解決体制第三者委員、大阪市社会福祉審議会委員、ぜんかれん発行「Review」誌編集委員、日本社会福祉士会障害者ケアマネージメント委員会委員など。

著書は「障害者と地域生活」（中央法規出版、共編著 2002）、「もう施設には帰らない—知的障害のある21人の声—」（中央法規出版、企画参加 2002）、「心に届くホームヘルプ」（全家連、共編著 2004）など。

## 総合司会

### 沼津雅子 (ぬまず・まさこ)

1950年生

京都市西京区在

社会福祉法人松花苑みずのき（知的障害者入所更生施設）施設長

1978年3月同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻修士課程修了

1988年4月～2003年3月同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻博士課程在籍

#### （職歴）

1978年より日本バプテスト病院にMSWとして就職。その後、京都府立精神保健センター、仏教大学心理クリニックセンター、分析心理クリニックにおいて非常勤嘱託勤務。

1999年4月から現職

#### （教職）

1990年以降、京都国際社会福祉センター、花園大学社会福祉学部、キリスト教社会福祉専門学校、日本福祉大学中央福祉専門学校で非常勤講師として、援助専門職講座、社会福祉援助技術演習、現場実習、社会福祉概論、社会福祉援助技術論、スーパーヴィジョンなど担当。

#### （社会的活動）

1997年以降、臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会）としてスクールカウンセラーとして活動中。現在、高島郡安曇川町教育委員会、（滋賀県嘱託）安曇川中学スクールカウンセラー。

A series of horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

この冊子は独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）の助成により作成されました。

**〈国際セミナー〉  
「障害者権利条約」制定への最新の動き**

2004年8月9日

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
日本障害者リハビリテーション協会  
TEL.03-5273-0601 FAX.03-5273-1523

